

様式 2

【令和 5 年度】

特定の随意契約に係る契約締結結果					
契約に係る物品又は役務の名称及び数量	契約の相手方を決定した日	契約の相手方の住所及び氏名又は名称	契約金額	契約の相手方の決定理由	契約に関する事務を担当する部局の名称
湯沢市民の森環境整備業務委託 (除草、冬囲い作業ほか)	令和5年4月12日	公益社団法人湯沢市シルバー人材センター 湯沢市千石町一丁目 8 番16号	別表 1 のとおり	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であるため	産業振興部農林課
令和5年度湯沢市宮稲川野球場清掃業務委託 (施設内清掃業務)	令和5年4月15日	公益社団法人湯沢市シルバー人材センター 湯沢市千石町一丁目 8 番16号	4,120円 (単価契約: 1 回)	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であるため	教育部 稲川生涯学習センター
雄勝野球場清掃業務委託	令和5年5月2日	公益社団法人湯沢市シルバー人材センター 湯沢市千石町一丁目 8 番16号	4,120円 (単価契約: 1 回)	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であるため	教育部 雄勝生涯学習センター
観光施設等環境整備業務委託	令和5年4月17日	公益社団法人湯沢市シルバー人材センター 湯沢市千石町一丁目 8 番16号	別表 2 のとおり	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であるため	産業振興部観光・ジオパーク推進課
令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種会場駐車場環境整備委託	令和5年4月21日	公益社団法人湯沢市シルバー人材センター 湯沢市千石町一丁目 8 番16号	1,030円 (単価契約: 時間)	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であるため	福祉保健部健康対策課
広報紙等配送業務委託	令和5年4月24日	公益社団法人秋田県シルバー人材センター連合会 秋田市山王六丁目 1 番13号 山王プレスビル 8F	1,161円 (単価契約: 時間)	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であるため	ふるさと未来創造部 情報政策課
広報紙等の仕分け業務委託	令和5年4月21日	公益社団法人湯沢市シルバー人材センター 湯沢市千石町一丁目 8 番16号	8,240円 (単価契約: 1 回)	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であるため	ふるさと未来創造部 情報政策課
秋田県広報紙、秋田県議会広報紙仕分け業務委託	令和5年4月21日	公益社団法人湯沢市シルバー人材センター 湯沢市千石町一丁目 8 番16号	26,232円 (単価契約: 1 回)	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であるため	ふるさと未来創造部 情報政策課

別表 1

職 種	種 別	数 量	業 務 委 託 料	う ち 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 額 (10%)	摘 要
草刈業務	(単価契約)	1 h	1,340	121	機械等使用料を含む
伐採業務	(単価契約)	1 h	1,450	131	機械等使用料を含む
剪定業務	(単価契約)	1 h	1,340	121	
側溝上げ業務	(単価契約)	1 h	1,030	93	
トイレ清掃業務	(単価契約)	1 h	1,030	93	
冬囲い、囲い外し業務	(単価契約)	1 h	1,030	93	
その他環境整備業務	(単価契約)	1 h	1,030	93	技術を要しない軽作業（管理棟清掃、遊歩道清掃など）
軽トラック借り上げ料	(単価契約)	1 h	625	56	

(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、業務委託料に110分の10を乗じて得た額である。

別表 2

職 種	種 別	数 量	業務 委託料	うち消費税及 び地方消費税 額 (10%)	摘 要
冬囲い業務	(単価契約)	1 h	1,030	93	
冬囲い取り外し業務	(単価契約)	1 h	1,030	93	
樹木消毒業務	(単価契約)	1 h	1,512	137	機械等使用料を含む
草刈業務	(単価契約)	1 h	1,344	122	機械等使用料を含む
草刈業務	(単価契約)	1 h	1,120	101	機械等使用料を含まない
除草業務	(単価契約)	1 h	1,030	93	手むしり
屋内清掃業務	(単価契約)	1 h	1,030	93	
屋外清掃業務	(単価契約)	1 h	1,030	93	
遊歩道整備等作業業務	(単価契約)	1 h	1,030	93	
屋外管理作業業務	(単価契約)	1 h	1,232	112	
除雪作業業務	(単価契約)	1 h	1,568	142	除雪機操作あり
除雪作業業務	(単価契約)	1 h	1,344	122	除雪機操作なし

(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、業務委託料に110分の10を乗じて得た額である。